

4

令和4年第3回
多治見市議会定例会
議案説明資料

令和4年5月26日

目次

議第66号	多治見市役所の位置を定める条例の一部を改正するについて	1
議第67号	多治見市職員による公益通報に関する条例の一部を改正するについて	7
議第68号	多治見市税条例等の一部を改正するについて	8
議第69号	多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例の一部を改正するについて	9
議第70号	多治見市手数料条例の一部を改正するについて	10
議第71号	多治見市介護保険条例及び多治見市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正するについて	12
議第72号	多治見市たじっこクラブの実施に関する条例の一部を改正するについて	12
議第73号	多治見市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するについて	14
議第74号	多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて	14
議第75号	令和4年度多治見市一般会計補正予算(第1号)	
1	令和4年度会計別補正予算表	16
2	令和4年度一般会計予算(補正第1号)の主要内容	17
3	新型コロナウイルス感染症対応に係る予算措置の状況	18
4	財政判断指数の見込み	19
議第76号	令和4年度多治見市一般会計補正予算(第2号)	
議第77号	令和4年度多治見市土地取得事業特別会計補正予算(第1号)	
議第78号	令和4年度多治見市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	
1	令和4年度会計別補正予算表	21
2	令和4年度一般会計予算(補正第2号)の主要内容	22
3	令和4年度一般会計税等内訳一覧表	28
4	令和4年度一般会計予算(補正第2号)の主要内容(債務負担行為)	29
5	特別会計の主な事業内容	30
6	新型コロナウイルス感染症対応に係る予算措置の状況	31
7	財政判断指数の見込み	32
報第8号	令和3年度多治見市一般会計継続費繰越計算書の報告について	33
報第9号	令和3年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	33

報第10号	令和3年度多治見市国民健康保険事業特別会計継続費繰越計算書の報告について	-----33
報第11号	令和3年度多治見市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	-----33
報第12号	令和3年度多治見市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	-----33
報第13号	令和3年度多治見市下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	-----33
報第14号	令和3年度多治見市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	-----33
報第15号	令和3年度多治見市病院事業会計予算繰越計算書の報告について	-----33
議第79号	町の区域の変更について	-----34

議第66号 多治見市役所の位置を定める条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

多治見市役所本庁舎を建て替えるに当たり、市役所の位置を改める。

2 改正内容

多治見市役所の位置を、「多治見市日ノ出町2丁目15番地」から「多治見市音羽町1丁目233番地」に改める（本則関係）。

3 施行日

規則で定める日

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第13条第1号関係）】

1 概要

多治見市役所本庁舎は、築48年(昭和49年建築)を経過しており、建替えが必要となっている。

令和2年3月議会に所要の条例改正を提案したところ、2度の継続審査を経て、同年9月議会にて審議未了廃案となった。

廃案後、広報紙、講演会、地区懇談会等による広聴広報活動を行うとともに、公募委員を含む新庁舎検討市民委員会による議論を行なってきた。

2 新本庁舎建設の最終候補地

14箇所の候補地から、駅北庁舎隣接地と現本庁舎敷地の2箇所まで絞込みを行い、比較検討した結果、将来のまちづくりと利便性の高さを踏まえ、駅北庁舎隣接地を選定した。



敷地面積	5,860 m ² (囲み部分全体) うち、建築する土地の部分 2,371.40 m ² (網掛け部分)
用途地域	商業 (特別工業地区)
建ぺい率/容積率	80%/400%
地区計画	多治見駅北地区地区計画
公共交通機関	J R中央本線多治見駅から 徒歩2分
駐車場	駐車場整備地区

3 建設にかかる費用とその財源

工事費用は約52億円を見込み、庁舎建設基金（令和3年度末現在約21億円）及び起債を想定している。なお、令和2年度で終了した市町村役場機能緊急保全事業と同等の制度等の創設を国に求めていく。

4 これまでの経緯

(1) 課題：現本庁舎の抱えている3つの課題〔老朽化、耐震性能が低い、狭あい〕を解決する必要があった。

【「市庁舎将来構想」(平成23年7月)から要約】

ア 老朽化

本庁舎については、築37年[当時](昭和49年建築)を経過しており老朽化が著しいため修繕費用が増加。

イ 耐震性能が低い

(ア) 市庁舎は、災害応急対策活動の拠点となることが求められるため、Is値0.90が必要。

※構造耐震指標(Is値): 災害応急対応施設0.9、避難施設0.75、一般建物0.6以上

(イ) 耐震改修の検討

建物内部からの補強工事の場合、Is値0.75は確保されるが耐震壁の設置により執務室が分割、窓の開口面積は約4分の1が減少。また、約24箇月の施工期間が必要。

ウ 狭あい

現本庁舎については1階各課の受付窓口が狭く、プライバシー確保に苦慮。また、来庁者の待合所や会議室の空間が十分でない。



(2) 「市庁舎将来構想」を策定:平成23年7月

【基本方針】

ア 本庁舎は当分の間使用し、その後建て替える。当分の間とは、建設費の財源確保の見通しがつき、かつ、一定の市民合意を得てからとなる。

イ 笠原庁舎は閉鎖する。

ウ 分庁舎を新たに建設し、庁舎機能の一部を移転する。

(3) 駅北庁舎の建設(窓口業務担当課を移転):平成27年1月5日供用開始

(4) 多治見市庁舎建設基金条例を制定:平成25年7月

※財政向上指針(令和2年~令和5年):庁舎建設基金は、令和4年度末残高を20億円以上確保します。

(5) 本庁舎に係る当面の措置

平成26年度に機器等改修工事、平成27年度に耐震化工事、防水工事等を行い、耐震化工事後10年を目途に建て替えることとした。

※平成27年耐震化工事(Is値0.31⇒0.63)[工事費120,219千円]

【市民参加状況報告(市民参加条例第7条第3項、議会基本条例第13条第4号関係)】

1 新庁舎検討市民委員会

[期間] 令和3年2月から

公募により選ばれた市民2人を含む計12人の委員により、市役所本庁舎に求められるあり方を考え、新しい庁舎の構想などについて検討を行った(令和3年11月24日、委員長から市長に中間報告を提出)。

2 地区懇談会

[案件] 本庁舎の建て替えについて

[実施期間] 令和3年10月18日から同年11月19日まで（市内13会場で実施）

[いただいたご意見・ご質問と市の回答（要旨）]

(1) 建替えについて

（意見の要旨）

ア 設備の修繕や耐震補強を行い、現本庁舎を可能な限り長く使用することはできないか。

イ 十分なお金が貯まるまで待ってから建替えできないか。

（市の回答）

現本庁舎については、①今後の長期にわたり市民のニーズに応じていくことは困難であること、②災害対応の拠点としての役割から、建替えが必要となっています。

(2) 建替え場所について

（意見の要旨）

移転すると市のにぎわいの中心が北に傾く。川南地区の活性化、にぎわいについて検討してほしい。

（市の回答）

多治見駅周辺は都市機能の集積により、現本庁舎周辺は伝統や文化を活かしたまちなみとして、中心市街地の活性化を図っていきます。

(3) 交通、駐車場について

（意見の要旨）

ア 市内の渋滞が緩和されていない状況で、本庁舎を駅北に移転した場合の駐車場、インフラ問題にどう対応していくのか。駐車場が不足するのではないか。

イ 駅北庁舎地下駐車場は狭く、高齢者が利用しづらい。

（市の回答）

道路や渋滞については、（道路整備の課題として）音羽小田線の整備を進めています。駐車場については、新たに整備する手法のほか、民間と連携することも含めて、使い易く費用対効果の高い方策を検討していきます。

(4) 費用について

（意見の要旨）

すべて市費で賄うのか。

（市の回答）

費用については、事業費約52億円を見込み、財源として基金20億円以上を確保しています。国の財政支援策については、調査・研究を進めています。

(5) 災害対応について

（意見の要旨）

ア 水害に弱い駅北に移転するのはいかがか。

イ 分庁舎体制の方が災害時のリスク回避になるのではないか。

ウ 災害時の拠点を駅北に移転した場合、川南への救援ができるのか。

(市の回答)

地盤・浸水ともに、駅北庁舎隣接地と現本庁舎敷地で有意な差はありません。災害対策に十分留意しながら建設を進めていきます。

(6) 跡地について

(意見の要旨)

ア 駅北に移転した場合、現本庁舎跡地に出張所をつくる考えはあるか。

イ 現本庁舎の跡地の活性化や活用案はあるか。

(市の回答)

現本庁舎敷地については、周辺地域の住民の皆様の意見を伺いながら、地域の活性化に資するものとしていきます。

3 パブリック・コメント手続

[案 件] 多治見市役所の位置を定める条例の一部を改正するについて

[実施期間] 令和4年3月28日から同年4月27日まで

[寄せられた意見と市の回答]

(1) 建替えについて (15件)

(意見の要旨)

ア 現本庁舎は耐震性能が低いとのことだが、平成27年の工事は何だったのか。

イ 本庁舎の耐震性等の強化やメンテナンスを行って、移転しないでほしい。

(市の回答)

耐震化工事については、当面の安全確保策として最低限の措置を行ったものです。また、平成23年に庁舎建替えの方針を決定した後、経費を抑えるため、最低限の修繕、補修に留めてきました。現本庁舎は、築48年を経過し、今後、長期にわたり市役所に求められる機能を果たしていくことは困難です。

(2) 防災対応について (5件)

(意見の要旨)

駅北は液状化するリスクと浸水するリスクが高く、災害から市民を守る拠点として適当でない。

(市の回答)

地震による液状化現象等や水害に対する安全性については、地震防災マップ及び浸水ハザードマップによると、駅北庁舎隣接地と現本庁舎周辺との間に有意な差はありません。建設にあたっては、必要な調査を行い、安全性を確保する措置をとっていきます。

(3) 分庁舎体制によるリスク (5件)

(意見の要旨)

庁舎の位置が分かれたままの方が、有事の際にリスクを分散できるのではないか。

(市の回答)

市内で複数箇所に分散させることによるリスクの低減は期待できないと考えています。

(4) 駐車場 (6件)

(意見の要旨)

駅北庁舎は、現状でも駐車場が少なすぎる。

(市の回答)

駅北庁舎隣接地に移転する場合については、新規に駐車場を整備する案のほか、市有地を活用する、駅北立体駐車場の一部転用など、費用対効果や利便性を考え、様々な方法を検討していきます。

(5) 交通渋滞 (6件)

(意見の要旨)

庁舎が駅北に集中することにより、交通量が増える問題にはどのように対応していくのか。

(市の回答)

J R 中央線と交差する国道248号線のアンダーパス付近を除き、慢性的に渋滞する状態ではなく、本庁舎の移転による大きな影響はないと考えています。なお、J R 多治見駅周辺における交通事情については、課題として認識しており、音羽小田線の整備を最優先に進めているところです。

(6) コストについて (4件)

(意見の要旨)

ア 新本庁舎建設の際に、国からの補助金は出ない。

イ 物価が上がっているが、本当に52億円で建設できるのか。

(市の回答)

庁舎建設費については、主に基金及び市債で賄う予定です。基金については、平成25年に設置し、令和3年度末の残高で約21億円となっています。建設費用等については、コスト削減に努めるとともに、全国の自治体と連携して、災害に強い庁舎への建替えを支援する財政支援措置を、国に対し働き掛けていきます。

(7) 建替え場所 (20件)

(意見の要旨)

ア 駅周辺の開発のみで、市全体を活性化できるのか。

イ 駅北庁舎は分庁舎、市のサテライトとしての機能を持たせる。日ノ出町庁舎は本庁舎として存続することを提案する。

(市の回答)

まちの顔となる中心市街地の活性化により、多治見市全体の魅力の向上を図ることが必要です。多治見駅周辺と現本庁舎周辺との一体的な機能分担と有機的連携によるまちづくりを進め、歩けるまちづくり、人の動きによるにぎわいづくりが必要であると考えています。

(8) 川南地区の活性化（6件）

（意見の要旨）

本庁舎移転の計画を進める前に、まず現本庁舎の跡地利用計画を発表して川南地区の住民に納得してもらうのが筋である。

（市の回答）

川南地区の活性化は、中心市街地の課題として認識しており、地域の皆様のご意見を聴きながら進めていきます。

(9) 優先度について（9件）

（意見の要旨）

ア コロナの影響で市民の暮らしが混沌としている中、庁舎の建替えは優先的にやることではない。

イ 新本庁舎の建替えより、行政として優先順位の高い施策があると思う。

（市の回答）

防災対応の拠点としての役割を担うという観点から、現本庁舎の耐震性能の低さ、設備の老朽化の状況を考慮し、優先順位が高いと考えています。

(10) 議論の不十分（8件）

（意見の要旨）

ア 駅北への移転に対して、様々な意見が出ている中で、市民にメリットやデメリットが伝わっていないように思う。

イ 意見集約のため対話集会等を開催していると思うが、まだまだ住民の理解は進んでいないように思う。

（市の回答）

パブリック・コメントや各種団体への説明、市民向け説明会の開催、広報紙への特集掲載のほか、地区懇談会においては市長が直接説明し、意見交換をさせていただきました。令和4年度の地区懇談会でも説明をさせていただきます。

(11) 住民投票の実施その他（22件）

（意見の要旨）

ア 本庁舎の移転及び場所の決定は住民投票か次期市長選挙の争点にして、市民の意見を聞いてほしい。

イ 本庁舎建設予定地にマンションをつくり、売ったお金で違う場所に水害、地震に強い市役所をつくってはどうか。

ウ なぜ、高校生、短大生、大学生、外国人の方々参加の、諸デジタル化を見据えたプロジェクトをつくらないのか。

（市の回答）

市民の皆様からの意見募集（パブリック・コメント）や各種団体への説明、市民向け説明会のほか、地区懇談会などでご意見を頂いてきました。

中心市街地の活性化について、地域の意見を伺いながら、取組を進めていく必要があると認識しています。本庁舎の建替え・移転については、おおむねの同意を得られたと考えています。

議第67号 多治見市職員による公益通報に関する条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

公益通報者保護法の一部改正を踏まえ、本市における公益通報に対する体制を整備する。

- (1) 本条例の対象となる通報者を一般職の職員とする（本条例）。
- (2) 特別職の職員並びに市の事業に係る委託先の従業員及び派遣労働者の通報を受ける体制を整備する（要綱の新規制定）。
- (3) 民間労働者からの公益通報を行政機関として受ける体制を整備する（既存要綱の一部改正）。

2 改正内容

通報者のうち、職員の範囲から地方公務員法第3条第3項第3号及び第3号の2に掲げる特別職に属する本市の職員を削る（第2条関係）。

3 施行日

公布の日

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第13条第1号関係）】

- 1 職員からの公益通報に関し必要な事項を定めるため、標記条例を制定し平成19年4月に施行した。

標記条例は、通報者を一般職職員と一部の特別職職員を対象としたものであり、行政機関としての市が公益通報を受け付ける場合については別途要綱を定めている。

標記条例では通報対象事実を法で規定する範囲に加え、不当な事実まで幅広く対象とし、内部の通報先に加え外部の通報先として、市政監察員を議会に置き、弁護士と契約を締結する等、法の規定する範囲を包括した内容とした。

平成19年4月施行より通報実績 0件

- 2 令和2年6月の法改正の概要は、以下のとおりである。

- (1) 事業者に対し内部通報に必要な体制（窓口設定、調査、是正措置等）を義務付け。※行政機関を含む。常時使用する労働者300人以下は努力義務
- (2) 公益通報対応業務従事者を定め、通報者を特定させる情報の守秘を義務付け（罰則あり、30万円以下の罰金）。
- (3) 内部通報・外部通報の実効化
 - ア 保護される対象者 退職者（退職後1年以内）、役員を追加
 - イ 通報対象事実 犯罪行為に加え、過料の対象を追加
 - ウ 保護の内容 通報に伴う損害賠償責任の制限を追加
- (4) 行政機関に対し、体制の整備を義務付け。

3 法改正の内容を踏まえ、通報者の範囲を下記のとおりとする。

改正前

事業者としての市					行政機関としての市
一般職	特別職	派遣労働者	委託先従業員	—	民間労働者
—					
公益通報条例	体制未整備				要綱あり

改正後

事業者としての市					行政機関としての市
一般職	特別職 ※2	派遣労働者	委託先従業員	役員 ※1	民間労働者
退職⇒	(1年以内)退職者※1				
公益通報条例	新規に要綱を制定				既存の要綱を一部改正

※1 1年以内退職者と役員は、今般の法改正で追加

※2 条例制定当時、条例の対象となる特別職には多くの嘱託員が含まれていた。現在は、その多くが一般職の会計年度任用職員となっている。このため、本改正により条例の対象外となる特別職は投票管理者など極めて少数である。

【市民参加状況報告(市民参加条例第7条第3項、議会基本条例第13条第4号関係)】

パブリック・コメント手続

[案件] 公益通報者保護法の改正への対応について

[実施期間] 令和4年3月16日から同年4月15日まで

[寄せられた意見と市の回答] 提出された意見なし。

議第68号 多治見市税条例等の一部を改正するについて

1 改正趣旨

令和4年度税制改正による地方税法等の一部改正(令和4年法律第1号)に伴い、所要の改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 多治見市税条例の一部改正(第1条)

ア 納税証明書について、法第382条の4の規定(固定資産課税台帳の閲覧等の特例)により、DV被害者等にあつては住所に代わる事項を記載したものを交付することとする(第20条の4関係)。

イ 所得割の課税標準及び税額控除について、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させることとする(第36条及び第39条の2関係)。

ウ 固定資産課税台帳の閲覧又は固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書について、DV被害者等の住所に代わる事項を記載したものを閲覧に供し又は交付することとする(第84条の2及び第84条の3関係)。

エ 住宅借入金等特別税額控除の適用期限及び控除期間を延長する（附則第6条の3の2関係）。

オ 上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例（申告分離課税）について、所得税の確定申告により申告分離課税の適用を受けた場合に限り適用することとする（附則第15条の3関係）。

カ 租税条約が住民税についても適用される場合の上場株式の配当等（条約適用配当等）に係る個人の市民税の課税の特例について、所得税の確定申告書の記載をもって適用することとする（附則第19条の3関係）。

(2) 多治見市税条例の一部を改正する条例（令和3年条例第14号）の一部改正（第2条）

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）の一部改正に伴い、公的年金等受給者の扶養親族申告書に係る改正規定を改める（第41条の3の3関係）。

3 施行日

2(1)エ・2(2) 令和5年1月1日

2(1)イ・オ・カ 令和6年1月1日

2(1)ア・ウ 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和6年4月1日）

議第69号 多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

民間企業等が営利目的で使用する場合の行政財産の目的外使用料を定めるため、所要の改正を行う。

2 主な改正内容

営利事業の用に供する場合の使用料を次のように定める（別表第3関係）。

行政財産の種類及び使用区分	金額
土地又は建物を営利事業の用に供する場合（別表第1及び別表第2に掲げる行政財産の種類及び使用区分に該当する場合を除く。）	1月につき、基本料金1,800円と使用面積に1平方メートル当たり600円を乗じて得た額との合計額。 ただし、使用する場所に附属する電源を使用する場合にあっては、当該合計額に次に掲げる定格消費電力の区分に応じた額を加算して得た額 (1) 500ワット未満 1,000円 (2) 500ワット以上1,000ワット未満 3,000円 (3) 1,000ワット以上1,500ワット未満 4,000円 (4) 1,500ワット以上2,000ワット未満 6,000円 (5) 2,000ワット以上 8,000円

3 施行日

令和4年10月1日

【政策の背景及び提案までの経緯(議会基本条例第13条第1号関係)】

多治見市の特徴を活かした、大学などの研究機関による調査研究及び民間企業による事業の試行等を積極的に支援していくために、行政財産である市の施設や市有地の使用を認める場合は、原則として次の対応を取ることとした。

(1) 大学などの研究機関による調査研究の場合

調査研究の目的である政策目的の所管課が施設等の所管課に対し使用許可を得る(使用料を徴収しない)。

(2) 民間企業による営利事業の試行等の場合

ア 1年目は使用料を徴収しない。

イ 2年目以降に事業を本格的に展開する場合には、使用料を徴収する。

ウ 1年目及び2年目以降の使用料について、政策目的を考慮し必要に応じて減免を行う。

上記の方針を踏まえ、営利事業の用に供する場合の目的外使用料に関する規定を整備するため、標記条例を改正することとした。

【市民参加状況報告(市民参加条例第7条第3項、議会基本条例第13条第4号関係)】

パブリック・コメント手続

[案 件] 多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例の一部を改正するについて

[実施期間] 令和4年3月25日から同年4月25日まで

[寄せられた意見と市の回答] 提出された意見なし。

議第70号 多治見市手数料条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

(1) 第12次地方分権一括法を踏まえ、所要の改正を行う。

(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正(令和3年法律第48号)による長期優良住宅維持保全計画の認定制度の創設並びに共同住宅等の規模基準の緩和が見込まれることに伴い、所要の改正を行う。

2 改正内容

(1) 建築基準法の一部改正に伴う項ずれについて、引用箇所を改める(別表46の項及び51の4の項関係)。

(2) 長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料の金額を次のように定める
(別表52の3の項関係)。

住宅の種類		1件当たりの手数料	
		登録住宅性能 評価機関の 事前審査あり	左記以外 (事前審査なし)
一戸建ての住宅		20,000円	72,000円
一戸建ての住宅 以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	35,000円	162,000円
	1棟の戸数が5を超え10以下のもの	56,000円	255,000円
	1棟の戸数が10を超えるもの	92,000円	499,000円

(3) 長期優良住宅維持保全計画の変更認定申請手数料の金額を次のように定める
(別表52の5の項関係)。

住宅の種類		1件当たりの手数料	
		登録住宅性能 評価機関の 事前審査あり	左記以外 (事前審査なし)
一戸建ての住宅		10,000円	36,000円
一戸建ての住宅 以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	17,500円	81,000円
	1棟の戸数が5を超え10以下のもの	28,000円	127,500円
	1棟の戸数が10を超えるもの	46,000円	249,500円

(4) 長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料の金額を次のように改める (別
表52の2の項関係)。 ()内は増改築の場合

改正前				改正後			
住宅の種類		1件当たりの手数料		住宅の種類		1件当たりの手数料	
		登録住宅性能 評価機関の 事前審査あり	左記以外 (事前審査なし)			登録住宅性能 評価機関の 事前審査あり	左記以外 (事前審査なし)
一戸 建て の住 宅以 外の 住宅	1棟の戸 数が5以 下のもの	24,000円 (35,000円)	110,000円 (162,000円)	一戸 建て の住 宅以 外の 住宅	1棟の戸 数が5以 下のもの	24,000円 (35,000円)	110,000円 (162,000円)
	1棟の戸 数が5を 超えるもの	38,000円 (56,000円)	172,000円 (255,000円)		1棟の戸 数が5を 超え10以 下のもの	38,000円 (56,000円)	172,000円 (255,000円)
					1棟の戸 数が10を 超えるもの	62,000円 (92,000円)	334,000円 (499,000円)

- (5) 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料の金額を次のように改める
(別表52の4の項関係)。 ()内は増改築の場合

改正前				改正後			
住宅の種類		1件当たりの手数料		住宅の種類		1件当たりの手数料	
		登録住宅性能 評価機関の 事前審査あり	左記以外 (事前審査なし)			登録住宅性能 評価機関の 事前審査あり	左記以外 (事前審査なし)
一戸 建て の住 宅以 外の 住宅	1棟の戸 数が5以 下のもの	12,000円 (17,500円)	55,000円 (81,000円)	一戸 建て の住 宅以 外の 住宅	1棟の戸 数が5以 下のもの	12,000円 (17,500円)	55,000円 (81,000円)
	1棟の戸 数が5を 超えるも の	19,000円 (28,000円)	86,000円 (127,500円)		1棟の戸 数が5を 超え10以 下のもの	19,000円 (28,000円)	86,000円 (127,500円)
					1棟の戸 数が10を 超えるも の	31,000円 (46,000円)	167,000円 (249,500円)

3 施行日

2(1) 公布の日

2(2)・(3)・(4)・(5) 令和4年10月1日

**議第71号 多治見市介護保険条例及び多治見市国民健康保険条例の一部を改正する
条例の一部を改正するについて**

1 改正趣旨

令和4年3月14日付厚生労働省老健局等事務連絡において、令和2年度から実施されている一定の要件のもとに介護保険料及び国民健康保険料の減免を行った場合の財政支援が令和4年度も行われることが示されたことを踏まえ、所要の改正を行う。

2 主な改正内容

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる等の場合における介護保険料及び国民健康保険料の減免申請期限の特例について、令和4年度の保険料まで適用を延長する(附則第2項及び第3項関係)。

3 施行日

公布の日

議第72号 多治見市たじっこクラブの実施に関する条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

たじっこクラブ(以下「クラブ」という。)の実施にあたり、利用者の利便性の向上を図るため、利用区分及び利用負担金の金額を改める。

2 改正内容

(1) クラブの利用区分及び利用時間を次のように改める（第3条関係）。

改正前			改正後		
利用区分	利用時間		利用区分	利用時間	
	平日	土曜日、夏休み等		平日	土曜日、夏休み等
基本利用	下校時刻 ～午後5時	午前8時30分 ～午後5時	午後5時 まで利用	下校時刻 ～午後5時	午前7時30分 ～午後5時
(新設)			午後6時 まで利用	下校時刻 ～午後6時	午前7時30分 ～午後6時
延長利用	下校時刻 ～午後7時	午前7時30分 ～午後7時	午後7時 まで利用	下校時刻 ～午後7時	午前7時30分 ～午後7時

(2) クラブの利用負担金の金額を次のように改める（別表第1及び別表第2関係）。

ア 利用負担金月額

改正前			改正後		
利用区分	利用負担金月額（1人につき）		利用区分	利用負担金月額（1人につき）	
	8月以外の月	8月		8月以外の月	8月
基本利用	3,500円	7,000円	午後5時 まで利用	4,000円	8,000円
(新設)			午後6時 まで利用	6,000円	12,000円
延長利用	7,000円	14,000円	午後7時 まで利用	7,000円	14,000円

イ 利用負担金日額

改正前			改正後		
利用区分	利用負担金日額（1人につき）		利用区分	利用負担金日額（1人につき）	
	8月以外の月	8月		8月以外の月	8月
基本利用	140円	280円	午後5時 まで利用	160円	320円
(新設)			午後6時 まで利用	240円	480円
延長利用	280円	560円	午後7時 まで利用	280円	560円

3 施行日

令和5年4月1日

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第13条第1号関係）】

1 クラブは、労働等により保護者が昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、放課後や学校休業日に適切な遊び及び生活の場を提供することに

より、その健全育成を図ることを目的とした児童福祉法に基づき本市が実施する放課後児童健全育成事業（学童保育）であり、運営は民間に委託している。

2 令和5年度に業務委託契約が更新を迎えることを見据え、アンケート調査や窓口で得られた利用者のニーズを踏まえ、利用区分及び利用負担金の金額について見直しを行った。

3 見直しの結果、利用区分の新設及び変更並びに利用負担金の金額改定を行うこととしたが、利用負担金の負担割合については、従来の本市の方針どおり、経費全体から国及び県の補助を除いた額を市と保護者で折半することとした。

【市民参加状況報告(市民参加条例第7条第3項、議会基本条例第13条第4号関係)】

パブリック・コメント手続

[案 件] たじっこクラブの時期委託の方針及び利用負担金等の改定について

[実施期間] 令和4年2月21日から同年3月23日まで

[寄せられた意見と市の回答]

(意見の要旨) 改定の時期を早める又は希望者のみに対し先行して実施することを希望する。

(市の考え方) 利用者や運営の受託者への説明等の準備を考慮すると、令和5年度からの改定が最短です。円滑に制度変更ができるよう、計画的に準備を進めていきます。

議第73号 多治見市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨及び内容

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正（令和4年総務省令第29号）に伴い、東京23区から本社機能を本市に移転した事業者が、課税免除を受けるために必要な計画の認定期限を2年間（令和6年3月31日まで）延長し、課税免除の対象となる減価償却資産を2年以内に設置されたものから3年以内に設置されたものに拡大する（第2条関係）。

2 施行日

公布の日（令和4年4月1日以後に新設又は増設された減価償却資産とその敷地について適用）

議第74号 多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨及び内容

多治見市文化会館の大規模改修工事に伴い、浴室を廃止し、シャワー室の利用を大ホール又は小ホールの利用者に限定する旨を明記するため、所要の改正を行う（別表第1関係）。

2 施行日

令和5年1月1日

【政策の背景及び提案までの経緯(議会基本条例第13条第1号関係)】

令和4年4月に着手した文化会館の大規模改修工事において、現状利用されていない浴室を廃止し、シャワー室をより使いやすく改修する。また、シャワー室単独での利用は想定していないため、大ホール又は小ホールの利用者だけの利用に限定する旨を明記する。

【市民参加状況報告(市民参加条例第7条第3項、議会基本条例第13条第4号関係)】

パブリック・コメント手続

[案 件] 多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

[実施期間] 令和4年3月23日から同年4月22日まで

[寄せられた意見と市の回答] 提出された意見なし。

議第75号 令和4年度多治見市一般会計補正予算(第1号)

令和4年度 会計別 補正 予算表

(単位:千円)

議案番号	会計名	補正番号	補正前額	補正額	補正後の額
議第75号	一般会計	補正第1号	41,572,000	110,473	41,682,473
予	算 総 括 集 計	計	76,301,493	110,473	76,411,966

令和4年度一般会計予算(補正第1号)の主要内容

(単位:千円)

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源内訳		
					国県支出金	地方債	その他 一般財源
1	民生費	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対する特別給付金支給に伴う補助金の増額 ※ 児童一人につき5万円支給(対象児童見込数2,100人) ※ 受給対象者:児童扶養手当受給者等の低所得のひとり親世帯、令和4年度分住民税均等割が非課税の子育て世帯 ※ 財源:国庫補助金	105,000			
2	民生費	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対する特別給付金支給事務に伴う委託料等の増額 ※ 財源:国庫補助金	5,473	5,473		
合 計 (補正額総額)				110,473	110,473		

【参考】新型コロナウイルス感染症対応に係る予算措置の状況

(単位:千円)

	会計	補正	補正額(総額)	うち新型コロナウイルス対策分(歳出補正額)	主な事業内容	新型コロナウイルス対策分の財源							
						国庫支出金	うち 地方創生臨時交付金	県支出金	地方債	雑入金/ふるさと応援募入金	財政調整基金	うち可処分)	繰越金
当初	一般	—	—	195,734	新生児特別定額給付金 美濃・岐阜・足尾支援事業 小中学校教室網戸設置工事 等	190,165	(190,165)	3,904	1,300		365		
6月補正	一般	第1号	110,473	110,473	子育て世帯生活支援特別給付金	110,473							
	合計		110,473	306,207		300,638	(190,165)	3,904	1,300		365		

↓

地方創生臨時交付金交付決定額 (国の令和3年度第1次補正予算分)	389,469
-------------------------------------	---------

財政判断指数の見込み

財政判断指数	償還可能年数 (年)	経費硬直率 (%)	財政調整基金 充足率 (%)	経常収支比率 (%)	実態収支 (千円)
財政判断指数 (補正第1号)	6.6	74.2	16.9	90.6	250,000
財政判断指数 (当初予算)	6.6	74.2	16.9	90.6	250,000
財政判断指数(基準値)	10.0	75.0	5.0	91.0	—
財政判断指数(目標値)	8.0	72.0	9.0	88.0	—

- 議第76号 令和4年度多治見市一般会計補正予算(第2号)
議第77号 令和4年度多治見市土地取得事業特別会計補正予算(第1号)
議第78号 令和4年度多治見市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

令和4年度 会計別 補正 予算表

(単位:千円)

議案番号	会社名	補正番号	補正前額	補正額	補正後の額
議第76号	一般会社	補正第2号	41,682,473	333,812	42,016,285
議第77号	土地取得事業特別会社	補正第1号	634,588	1,556	636,144
議第78号	国民健康保険事業特別会社	補正第1号	11,055,992	1,700	11,057,692
予算	総括	集計	76,411,966	337,068	76,749,034

令和4年度一般会計予算(補正第2号)の主要内容

(単位:千円)

議第76号

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源内訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
1	総務費	自動車管理費	道路交通法施行規則の一部改正に係る公用車運転前後の酒気帯び確認のためのアルコール検知器購入に伴う需要費の増額	493				493
2	総務費	地域公共交通対策関係費	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内路線バス事業者の運営支援に伴う補助金の増額 ※ 乗降客数の減員割合に基づき算出した運行経費の2分の1を補助 ※ 財源:国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	12,313	12,313			
3	総務費	地域内交通運行支援事業費	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内に事業所を有するタクシー事業者及び代行運転事業者の運営支援に伴う補助金の増額 ※ タクシー事業者:車両1台当たり35千円×89台、乗務員1人当たり70千円×87人 ※ 代行運転事業者:車両1台当たり20千円×30台、乗務員(2種)1人当たり30千円×30人、乗務員(普通)1人当たり20千円×30人 ※ 財源:国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	11,305	11,305			
4	民生費	社会福祉事業基金積立金	寄附金採納に伴う笠原保育園と笠原幼稚園の一元化整備((仮称)笠原こども園)に向けた積立金の増額	1,000			1,000	

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源内訳			
					国庫支出金	地方債	その他	一般財源
5	民生費	心身障害児通園事業費	令和4年度から新設された福祉・介護職員特別処遇改善加算に伴う差支支援センター「なかよし」「ひまわり」指定管理委託料の増額 ※ 期間: 令和4年2月から令和5年2月実績分 ※ 財源: 諸収入(国保連からの障害児通所支援事業収入)	1,234		1,234		
6	民生費	放課後児童健全育成事業 施設整備費	昭和小及び根本小たじっこクラブに係るWi-Fiアクセスポイント設置工事に伴う工事請負費の増額 ※ 財源: 国庫補助金1/3、県補助金1/3	1,133	754		379	
7	民生費	過年度返還金(子育て世帯への臨時特別給付金)	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費及び事務費に係る令和3年度実績額の確定に伴う国庫支出金過年度還付金の増額 ※ 令和3年度内に14,439人に給付済み。4月1日から4月11日(申請期限)までの申請及び3月末の出生205人分は、繰越明許費により給付予定	109,589			109,589	
8	民生費	民間保育所施設整備事業 助成費	民間保育所施設整備に係る交付基準額見直しに伴う補助金の増額及び新子育て安心プラン実施計画採択による負担割合変更に伴う財源更正 ※ 負担割合: 国1/2→2/3、市1/4→1/12 ※ 財源: 国庫補助金	9,190	33,941			△ 24,751

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源内訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
9	衛生費	母子保健事業推進費	専用アプリの使用による母子保健指導のオンライン実施等、新型コロナウイルス感染症予防に配慮した保健指導に伴う備品購入費等の増額 ※ 財源：国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	534	534			
10	衛生費	予防接種費	HPVワクチン(子宮頸がん)の接種勧奨に係る市民講演会に伴う報償費等の増額 ※ 講師：慶應義塾大学名誉教授 吉村 泰典氏 ※ 広報7月号にHPVワクチン(子宮頸がん)に係る特集記事を掲載し、講演会は8月27日(土)開催予定	138				138
11	衛生費	地球温暖化対策地域推進計画関係費	県の補助制度を活用した太陽光発電設備及び蓄電池の設置に係る市補助制度新設に伴う補助金の増額 ※ 財源：県補助金	25,750	25,750			
12	商工費	商工業団体育成事業費	新型コロナウイルス感染症の影響により採用活動が難航する「多治見で働くプロジェクト」参加企業のPR動画作成支援事業への補助金の増額 ※ 財源：国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	2,100	2,100			

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源内訳		
					国県支出金	地方債	その他 一般財源
13	商工費	緊急経済対策関係費	<p>① 飲食店及び菓子店に係る消費喚起事業(タジミールGOGO食後のスイーツ+)に伴う委託料等の増額 13,500千円</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症の陽性者等及び介護従事者を対象とした買い物支援事業(カムカムデリバリーGO)に伴う委託料の増額 1,001千円</p> <p>③ 岐阜県の休業要請に係る感染症拡大防止協力金(第9弾延長分及び第10弾分)に伴う市町村負担金の増額 40,462千円</p> <p>④ 中小企業向け信用保証料の補給に伴う補助金の増額 30,000千円 ※ 上限300千円×100社</p> <p>⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた美濃焼タイル業界支援に伴う補助金の増額 10,000千円</p> <p>⑥ 新型コロナウイルス感染症の影響により時間的余裕のある都心の優秀な人材と市内中小企業のマッチング支援に伴う補助金の増額 3,000千円 ※ 上限100千円×30社</p> <p>⑦ コロナ終息後を見据え新分野進出や事業再構築を図る中小企業向け支援事業(新事業突破支援事業)への補助金の増額 20,000千円</p> <p>※ 財源:国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)</p>	117,963	117,963		

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源内訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
14	商工費	観光宣伝事業費	<p>コロナ終息後を見据えた(一社)地方創生インバウンド協議会による「旅行コンシェルジュサービス」実証事業参加に伴う負担金等の増額</p> <p>※ 財源:国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)</p>	700	700			
15	商工費	ロケツアーリズム推進事業費	<p>「やくならマガカッブも」を機としたコロナ終息後を見据えた陶磁器の魅力発信及び人財発掘事業(第2回やまの甲子園)に伴う委託料等の増額</p> <p>※ 財源:国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)</p>	4,110	4,110			
16	教育費	教育振興基金積立金	<p>寄附金採納に伴う笠原小中一貫教育校建設に向けた教育振興基金への積立金の増額</p>	1,000		1,000		
17	教育費	小学校教育活動支援事業費	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により中止又は延期となった修学旅行に係るキャンセル料発生に備えた各学校会計への補助金の増額</p> <p>※ 対象:小学6年生(920人分)の修学旅行</p> <p>※ 児童一人当たり2,500円を補助上限額としてキャンセル料の一部を補助</p> <p>※ 財源:国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)</p>	2,300	2,300			

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源内訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
18	教育費	小学校感染症対策等教育活動継続支援事業費	新型コロナウイルス感染症に係る各小学校における対策実施に伴う消耗品費等の増額 ※ 財源：国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、小学校保健特別対策事業補助金)	17,850	17,850			
19	教育費	中学校教育活動支援事業費	新型コロナウイルス感染症の影響により中止又は延期となった修学旅行に係るキャンセル料発生に備えた各学校会計への補助金の増額 ※ 対象：中学3年生(910人分)の修学旅行 ※ 生徒一人当たり6,000円を補助上限額としてキャンセル料の一部を補助 ※ 財源：国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	5,460	5,460			
20	教育費	中学校感染症対策等教育活動継続支援事業費	新型コロナウイルス感染症に係る各中学校における対策実施に伴う消耗品費等の増額 ※ 財源：国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、中学校保健特別対策事業補助金)	9,650	9,650			
合計 (補正額総額)				333,812	244,730		3,234	85,848

令和4年度 一般会計税等内訳一覧表

(補正第2号)

(単位:千円)

内 容		金 額
1 市 税		
2 地 方 譲 与 税	自動車重量譲与税	
	地方揮発油譲与税	
3 利 子 割 交 付 金		
4 配 当 割 交 付 金		
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		
6 法 人 事 業 税 交 付 金		
7 地 方 消 費 税 交 付 金		
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		
9 環 境 性 能 割 交 付 金		
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		
11 地 方 特 例 交 付 金		
12 地 方 交 付 税	普 通 交 付 税	
	特 別 交 付 税	
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		
20 繰 入 金	財 政 調 整 基 金 繰 入 金	
	(うち 可 処 分)	
	(うち 災 害 留 保 分)	
21 繰 越 金		85,848
22 諸 収 入	市 預 金 利 子	
23 市 債	臨 時 財 政 対 策 債	
そ の 他 一 般 財 源		
合 計		85,848

令和4年度一般会計予算(補正第2号)の主要内容

(債務負担行為)

(単位:千円)

項目	番号	事項	期間	限度額	財源			内訳	
					国県支出金	地方債	その他	一般財源	
債務負担行為の追加	1	たじこクラブ運営事業委託	令和5年度から 令和9年度まで	1,199,126	671,510		263,807		263,809

特別会計の主な事業内容
議第77号

(単位:千円)

会計名	番号	事業名	事業内容	補正額	財源			繰越金
					国県支出金	市債	内訳 その他	
土地取得事業 特別会計 (補正第1号)	1	土地開発基金繰出金	先行取得土地(上野町5丁目31番4外3筆)の一般会 計への売払いに伴う基金への繰出金の増額	1,556				1,556
合 計				1,556				1,556

議第78号

(単位:千円)

会計名	番号	事業名	事業内容	補正額	財源			繰越金
					国県支出金	市債	内訳 その他	
国民健康保険事業 特別会計 (補正第1号)	1	傷病手当金	新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対す る傷病手当金(任意給付)の申請件数増加に伴う負担 金の増額 ※ 財源: 県交付金	1,700	1,700			
合 計				1,700	1,700			

【参考】新型コロナウイルス感染症対応に係る予算措置の状況

(単位:千円)

新型コロナウイルス対策分の財源												
会計	補正	補正額(総額)	うち新型コロナウイルス対策分(歳出補正額)	主な事業内容	国庫支出金	うち 地方創生臨時交付金	県支出金	地方債	新附金/ふるさと基金繰入金	財政調整基金	(うち可処分)	繰越金
当初	一般	—	195,734	新生児特別定額給付金 美濃・岐阜・石川支援事業 小中学校教室網戸設置工事 等	190,165	(190,165)	3,904	1,300		365		
6月補正	一般	第1号	110,473	子育て世帯生活支援特別給付金	110,473							
6月補正	一般	第2号	333,812	路線バス事業者支援事業 岐阜県休業要請協力金に対する市負担金 中小企業向け信用保証料補給事業 等	184,285	(170,785)						
合計			444,285		484,923	(360,950)	3,904	1,300		365		

↓	
地方創生臨時交付金交付決定額 (国の令和3年度第1次補正予算分)	389,469

財政判断指数の見込み

財政判断指数	償還可能年数 (年)	経費硬直率 (%)	財政調整基金 充足率 (%)	経常収支比率 (%)	実態収支 (千円)
財政判断指数 (修正第2号)	6.6	74.2	16.9	90.6	260,000
財政判断指数 (修正第1号)	6.6	74.2	16.9	90.6	250,000
財政判断指数 (当初予算)	6.6	74.2	16.9	90.6	250,000
財政判断指数(基準値)	10.0	75.0	5.0	91.0	—
財政判断指数(目標値)	8.0	72.0	9.0	88.0	—

- 報第8号 令和3年度多治見市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 報第9号 令和3年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報第10号 令和3年度多治見市国民健康保険事業特別会計継続費繰越計算書の報告について
- 報第11号 令和3年度多治見市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
- 報第12号 令和3年度多治見市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報第13号 令和3年度多治見市下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
- 報第14号 令和3年度多治見市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報第15号 令和3年度多治見市病院事業会計予算繰越計算書の報告について

(議案のとおり)

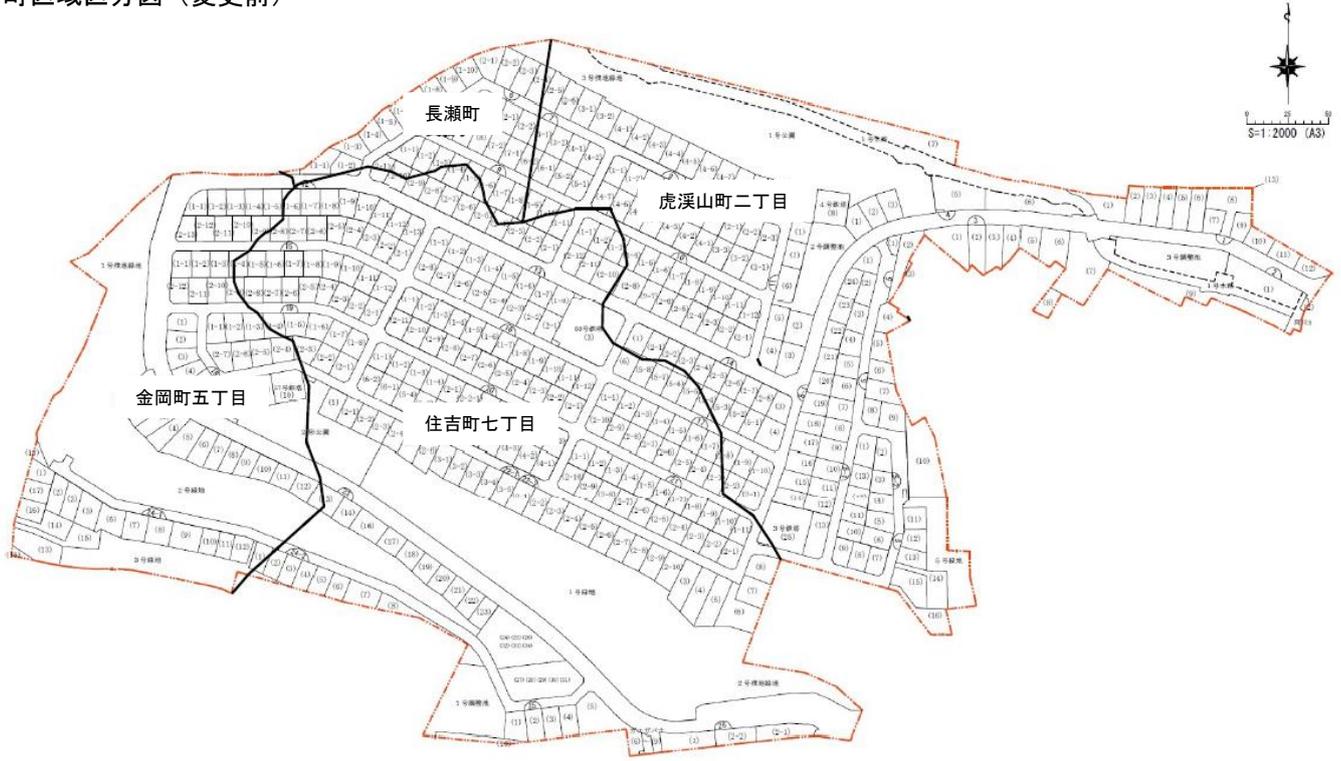
議第79号 町の区域の変更について

多治見住吉土地区画整理事業に伴い、次のとおり町の区域を変更する。

変更後の町の区域に含まれる従前の町	変更後の町
長瀬町の一部	陶都の杜一丁目
虎溪山町二丁目の一部	
住吉町七丁目の一部	
長瀬町の一部	陶都の杜二丁目
金岡町五丁目の一部	
虎溪山町二丁目の一部	
住吉町七丁目の一部	
金岡町五丁目の一部	陶都の杜三丁目
虎溪山町二丁目の一部	
住吉町七丁目の一部	
金岡町五丁目の一部	住吉町七丁目

町区域区分図（変更前）

多治見住吉土地区画整理



町区域区分図（変更後）

多治見住吉土地区画整理

